

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

# 目 次

	ページ
1	ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組について..... 1
2	「かながわ男女共同参画推進プラン」の改定について..... 3
3	(仮称) 当事者目線の障害福祉推進条例の制定について..... 6
4	大和綾瀬地域児童相談所について..... 10
5	児童虐待による死亡事例等調査検証委員会について..... 12
6	「かながわ青少年育成・支援指針」の改定について..... 14
7	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の一部改正について..... 17
8	県立障害者支援施設の方向性の検討について..... 19
9	芹が谷やまゆり園等の指定管理者候補の選定について..... 21
10	県立中井やまゆり園利用者支援外部調査委員会の今後の調査等について..... 24

## 1 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組について

ともに生きる社会かながわ憲章（以下「憲章」という。）の理念の普及に向けた、令和4年度の取組等について報告する。

### (1) 取組の方向性

- ・ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、県のたより、ホームページ、SNS等の様々な手法を活用しながら、着実な憲章の理念の普及に取り組んだ。
- ・ 憲章の認知度は、令和3年度の県民ニーズ調査において、前年度比3.9ポイント増の26.8%となったが、より多くの県民への普及を図るため、7月の「ともに生きる社会かながわ推進週間」を皮切りに憲章策定日の10月14日までを取組の強化期間として、広報活動を実施していく。
- ・ 取組にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況、県民ニーズ調査結果等を踏まえながら、引き続き、着実な憲章の理念の普及を図るため、各年齢層に対する効果的な広報について、庁内をはじめ、市町村、企業・団体及び大学と連携していく。

### (2) 取組内容

#### ア 津久井やまゆり園事件で亡くなった方々の追悼

事件によりお亡くなりになった方々を追悼するため、津久井やまゆり園で追悼式を実施するとともに、同園内にある鎮魂のモニュメントでの献花を行う。

日時：令和4年7月26日（火）10時30分から11時50分まで

場所：津久井やまゆり園（相模原市緑区千木良476）

内容：開会の辞、黙祷、追悼の辞、憲章の朗読、閉会の辞、鎮魂のモニュメントでの献花

#### イ 「ともに生きる社会かながわ推進週間」を起点とした広報活動

7月25日（月）から7月31日（日）までの推進週間をキックオフとし、憲章策定日の10月14日までを憲章普及の強化期間として、県のたより、タウン誌、ポスターの駅貼り等、様々な媒体を活用して集中的に広報を実施する。

#### ウ 庁内との連携

##### (ア) 県教育委員会との連携

県教育委員会と連携し、子どもたちへの憲章の理念の普及を図る。

- ・ 全県立学校で校長等による講話や「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進
  - ・ 県内全ての児童・生徒を対象とした「いのちの授業」大賞作文コンクール（「ともに生きる社会かながわ憲章の部」を含む。）の実施
  - ・ 小学生を対象とした、ソフトバンク株式会社の人型ロボット「Pepper（ペッパー）」の活用による、子どもたちの「思いやりの心と親切」に係る意識の醸成を進める授業の実施
- (イ) ねんりんピックとの連携
- ・ 県内の各種イベントにおけるねんりんピック課のブースを活用し、憲章の普及啓発を実施
  - ・ 「ねんりんピックかながわ2022」の山下公園周辺イベントにおいて、憲章チラシ及びグッズを配布

## エ 市町村との連携

市町村の広報誌への憲章PR文の掲載等の取組や庁舎でのパネル展示を県内各地で展開し、県民に身近な地域で憲章に触れていただく。

## オ 企業・団体との連携

企業や団体と連携し、従業員等への憲章の理念の普及を図る。

- ・ 障がい理解のコンテンツを持っている企業や団体の情報をホームページで発信し、イベントへの出店を希望する障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等の実施
- ・ 障害福祉サービス事業所と連携した憲章Tシャツの販売

## カ 大学との連携

大学と連携し、学生等への憲章の理念の普及を図る。

- ・ 憲章に関する講義の実施
- ・ 学生とのワークショップを通じた若者ならではの普及に係るアイデア出しや情報の発信
- ・ 学生による活動を報告する場として、12月頃（予定）に「学生の活動報告会」を開催

## キ 若年層を主要なターゲットとした取組

ロゴデザインを活用し、憲章の理念を動画とともにTwitterで配信することなどにより、若年層を含む多くの県民を対象に憲章の理念の更なる普及を図る。

## 2 「かながわ男女共同参画推進プラン」の改定について

### (1) 改定の理由

平成30年3月に策定した「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」の計画期間が令和4年度末までであることから、令和5年3月末までに、県民等の意見・提案を踏まえ、神奈川県男女共同参画審議会における審議の上、県議会の議決を経て改定を行う。

### (2) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

男女共同参画に係る国の動向や、新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した課題等を踏まえて、より実効性のある取組を行うため、プランを改定する。

#### イ 計画の位置付け

- (ア) 男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画とする。
- (イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第1項に基づく推進計画とする。
- (ウ) 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とする。

#### ウ 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

### (3) 改定の方向性

#### ア 男女共同参画に係る国の動向の反映

- ・ 国の「第5次男女共同参画基本計画」の反映
- ・ 「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」等の反映
- ・ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行 等

#### イ 新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した課題の反映

女性の非正規雇用労働者の減少や自殺者数の増加 等

#### ウ 現行の「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」における課題への継続的な対応

県職員の幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合、審議会等における女性委員の割合など、県庁内部の取組の推進 等

#### (4) 全体構成

##### ア 基本目標

めざすべき社会の姿を示す(計画のキャッチフレーズともなりうる)

##### イ 基本理念

施策を推進していくうえで基盤となる考え方

##### ウ 重点目標(大柱)

各種課題を踏まえて設定する、取り組むべき目標

##### エ 施策の基本方向(中柱)

重点目標を踏まえて設定する、各施策の方向性

##### オ 主要施策(小柱)

各施策・事業の内容を位置付け

#### (5) 基本目標

すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ

#### (6) 基本理念

県は、ジェンダー平等社会を目指して、次の4つの基本理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、当事者目線に立ち、施策を遂行していきます。

##### ア 人権の尊重

性別による権利侵害や差別を受けず、すべての人が個人の力を発揮できるようにすること

##### イ あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、すべての人が性別にかかわらず意思決定過程に共同して参画できるようにすること

##### ウ ワーク・ライフ・バランスの実現

すべての人が、多様で柔軟な働き方等を通じて、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

##### エ 固定的な性別役割分担意識等の解消

性別による固定観念や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれず、社会のあらゆる活動においてすべての人が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

(7) 今後のスケジュール

- (令和4年5月17日 神奈川県男女共同参画審議会に諮問)
- 令和4年9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
- 10月 改定素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の実施
- 12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定案を報告
- 令和5年1月 神奈川県男女共同参画審議会から答申
- 2月 第1回県議会定例会にプランの変更についての議案を提出
- 3月 プラン改定

### 3 (仮称) 当事者目線の障害福祉推進条例の制定について

当事者目線の障がい福祉を実現するため、理念や目的、責務などを明確にし、当事者や支援者をはじめとした県民の皆様、市町村、関係団体等が一体となって、オール神奈川で取り組むための普遍的な仕組みとして、条例の検討を進めている。今般、条例素案を作成したので報告する。

#### (1) これまでの経過

令和3年12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に条例の基本的な考え方を報告
令和4年3月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に条例骨子案を報告
4月 ～5月	条例骨子案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施

#### (2) 条例素案の概要（主なポイント）

##### ア 前文

津久井やまゆり園事件により、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、併せて、当事者目線の障がい福祉の必要性を認識して、この条例の制定に至った経緯などを明らかにする。

##### イ 目的

県の責務、県民及び事業者等の役割を明らかにし、当事者目線の障がい福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障がい福祉の推進を図り、もって、自分の望む暮らしを実現することができ、障がい者のみならず、誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現に資すること。

##### ウ 定義

###### (ア) 当事者目線の障がい福祉とは

障がい者に関わる誰もが障がい者一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障がい者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができる社会環境の整備により実現される障がい福祉をいう。

###### (イ) 意思決定支援とは

障がい者が自ら意思を決定することが困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。



## エ 基本理念

当事者目線の障がい福祉の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- ・ 全ての県民が、主体的に自らの生き方を追求することができ、個人としての尊厳が重んぜられること
- ・ 障がい者のみならず、障がい者に関わる人々も喜びを実感できること
- ・ 障がい者の自己決定が尊重されること
- ・ 障がい者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること
- ・ 障がい者個人の持つ可能性が尊重されること
- ・ 全ての県民が、多様性を認め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと

## オ 県の責務

当事者目線の障がい福祉に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施する。

## カ 基本計画の策定

当事者目線の障がい福祉の推進に関する基本的な計画を定める。

## キ 意思決定支援の推進

障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。

## ク 障がいを理由とする差別の解消等

- ・ 障がい者の差別に関する紛争の防止、又は解決を図ることができるよう、相談体制その他必要な体制の整備を図る。
- ・ 県及び事業者は、障がい者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、社会的障壁の除去について、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努める。

## ケ 虐待等の防止

市町村等と連携し、障がい者に対する虐待の早期発見につなげるため、障がい者に対する虐待に係る通報について県民及び事業者に普及啓発を行うとともに、早期対応に努める。

## コ 障がい福祉の政策立案過程への障がい者の参加等

- ・ 障がい福祉の政策の立案に関する会議への参加を推進する。
- ・ 障がい者が主体となって企画し、実施する活動の活性化を図るため活動内容を県民等に普及啓発するとともに、必要な支援を行う。

(3) 条例の「分かりやすい版」の作成について

障がい者からの意見を踏まえ、障がい者を中心に、誰もが分かりやすく読むことができる条例の「分かりやすい版」を作成していく。

(4) 条例骨子案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）等の状況

ア 実施概要

(ア) 県民意見募集（パブリック・コメント）

a 意見募集期間

令和4年4月7日～5月9日

b 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県広報ツイッター等での周知、県機関等での閲覧、当事者団体等への周知

c 意見提出方法

フォームメール、郵送、ファクシミリ等

(イ) 障がい当事者及び関係団体等との意見交換

a 意見交換の時期

令和4年3月4日～6月11日

b 実施件数

60 団体等

イ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 610 件

(イ) 意見の反映状況

区 分	件数
a 条例素案に反映したもの	94
b 他の施策で取組が必要なため条例素案に反映できないもの	3
c 意見の趣旨を今後の施策の参考にしたもの	358
d 意見の趣旨を検討の際の視点として参考にしたもの	94
e 条例素案に反映できないもの	10
f その他（感想、質問等）	51
計	610

(ウ) 主な意見

a 条例素案に反映したもの

- ・ 住み慣れた地域や知人、友人がいるという中で、住まいの場を障がい者が選べることが大事である。
- ・ 障がい者やその家族が望むものは、一人の人間として、差別をしないでほしい、虐待しないでほしいという思いである。

- ・ 条例を作っただけですぐに劇的な変化はないにせよ、「何も変わらない。」と言われたいような実施計画を立てることが大切である。
- b 他の施策で取組が必要なため条例素案に反映できないもの
  - ・ 障害者年金を減額しないでほしい。
- c 意見の趣旨を今後の施策の参考にしたもの
  - ・ グループホームや日中の活動場所など、地域資源を充実させてほしい。
  - ・ いろいろな当事者と対話し、施策に生かしていくことが大切。
  - ・ 情報提供について、分かりやすい文章にしたり、様々な媒体により発信するなど、工夫してほしい。
  - ・ 人材確保及び育成は大きな課題である。いかに福祉の仕事に興味を持ってもらえるかが大切である。
  - ・ 障がい当事者が分かりやすいものを作ってほしい。
- d 意見の趣旨を検討の際の視点として参考にしたもの
  - ・ 課題に沿った対応など行政機構のあり方を検討してほしい。
- e 条例素案に反映できないもの
  - ・ 「当事者目線」を「当事者視点」に変更してはどうか。
- f その他（感想、質問等）
  - ・ 障がい当事者を周りの人や支援者が理解するプロセスが当事者目線になると感じた。
  - ・ 条例の制定が拙速すぎるのではないか。障がい当事者や関係者と十分に時間をかけて進めてほしい。

#### (5) 市町村との意見交換について

3政令市（横浜市、川崎市、相模原市）や中核市（横須賀市）をはじめ、県内すべての市町村に、個別訪問等により意見交換を行った。

##### 【主な意見】

- ・ 条例の目指す社会の実現に向け、協力していきたい。
- ・ 条例に実効性を持たせるためには、具体的な施策の実施が重要。
- ・ 地域移行に向けた課題は、地域も含めみんなで共有していきたい。

#### (6) 今後のスケジュール

令和4年7月～	関係者等との意見交換
9月	第3回県議会定例会に条例案を提出
令和5年4月	条例の施行

#### <別添参考資料>

参考資料1 「(仮称)神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」素案

## 4 大和綾瀬地域児童相談所について

令和3年4月に中央児童相談所（所在地：藤沢市）と同一建物内に設置した大和綾瀬地域児童相談所について、所管区域内（大和市、綾瀬市）への早期の移転を検討している。

### (1) 背景

児童虐待相談件数は年々増加し、事案が困難化・複雑化する中、児童福祉法の改正等に伴い、児童相談所の児童福祉司及び児童心理司を増員してきた。

職員の増加により組織が大規模化していた中央児童相談所と厚木児童相談所において、迅速かつ的確に対応できる運営体制の確保が重要な課題であり、早期に適正規模化を図る必要があった。

そこで、令和3年4月に組織を分割して、県内の児童相談所を5所体制から6所体制とし、緊急避難的に中央児童相談所と同一建物内に大和綾瀬地域児童相談所を設置した。

### (2) 課題

虐待対応の中には、命の危険が高い虐待事案に対し、速やかに子どもの安全を確認し、一時保護を行うなど、虐待対応の機動性向上が求められるものも多く、また、警察や保育所、学校など関係機関との緊密な連携も必要なことから、早期に所管区域内に移転する必要がある。

### (3) 移転候補地の考え方

移転候補地の選定にあたっては、早期に移転が可能となる点、県民サービスの向上、立地、コスト面など様々な観点から、総合的に判断して適地を決定していく。

### (参考)

#### ○ 大和綾瀬地域児童相談所の概要

- ・ 所在地：藤沢市亀井野3119(中央児童相談所と同一建物内)
- ・ 所管区域：大和市、綾瀬市
- ・ 所管人口：324,887人 児童人口：49,171人 (R3.6.1現在)
- ・ 施設概要：事務室、面接室(10室)、心理室(9室)等

※面接室及び心理室は中央児童相談所と共用

○ 児童虐待相談受付件数及び児童福祉司数等の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談受付件数	4,190件	5,348件	6,704件	6,231件	6,742件	—
児童福祉司数	86人	98人	125人	139人	168人	188人
児童心理司数	33人	33人	33人	42人	55人	61人

(県所管児童相談所6所の合計)

○ 児童相談所の状況（6所体制）

	中央	厚木	大和綾瀬	平塚	鎌倉三浦	小田原
所在	藤沢市 総合療育 相談セン ターと同 一建物内	厚木市 単独庁舎	藤沢市 中央児相 と同一建 物内	平塚市 単独庁舎	横須賀市 横須賀オ フサイ トセン ター内	小田原市 小田原合 同庁舎内
所管人口 (R4.4.1現在)	73万人	54万人	32万人	58万人	30万人	33万人
虐待相談 受付件数 (R3年度)	1,648件	1,669件	922件	1,184件	521件	798件
職員数 (非常勤含) (R4.4.1現在)	91人	116人	78人	99人	35人	51人
所管区域	藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町	厚木市 海老名市 座間市 愛川町 清川村	大和市 綾瀬市	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町	鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町

## 5 児童虐待による死亡事例等調査検証委員会について

本県の児童相談所が支援していた男児（当時7歳：大和市在住）が令和元年8月6日に死亡し、令和4年2月20日に保護者が逮捕された事件に関して、児童相談所及び大和市の対応が適切であったかなどについて、外部有識者による検証を進めているので報告する。

### (1) 設置の概要

#### ア 検証委員について

神奈川県児童福祉審議会委員長が指名した、弁護士、医師、学識者など各専門分野で児童虐待に精通した5名に検証委員を委嘱している。

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職	専門分野
岩佐 嘉彦	いぶき法律事務所 弁護士	司法関係
川松 亮 ※	明星大学人文学部福祉実践学科 教授	児童福祉
田中 哲	子どもと家族のメンタルクリニック やまねこ 院長	精神科医
中板 育美	武蔵野大学看護学部 教授	母子保健
増沢 高	社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター 研究部長	児童心理

※委員長

なお、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室職員がオブザーバー出席

#### イ 検証の期間について

令和4年4月から同年10月まで、計6回の検証委員会を開催する。

### (2) 開催状況

#### ア 第1回

(ア) 日時 令和4年4月28日（木）15時00分から17時00分まで

- (イ) 議事
- ・ 事例の概要及び児童相談所、大和市の関わりの経過について
  - ・ 意見交換

## イ 第2回

- (ア) 日時 令和4年6月7日(火) 15時00分から17時00分まで
- (イ) 議事
- ・ 児童相談所及び大和市の関わりの経過について
  - ・ 追加調査の内容、方法等について
  - ・ 意見交換

### (3) 今後のスケジュール

令和4年7月	第3回検証委員会
8月	第4回検証委員会
9月	第5回検証委員会
10月	第6回検証委員会
11月	検証報告

12月以降、保護者の鑑定結果や裁判で、新たに把握する情報等が出てきた場合には、その後に必要な追加検証を行う可能性がある。

## 6 「かながわ青少年育成・支援指針」の改定について

平成 28 年 3 月に策定した「かながわ青少年育成・支援指針」については、令和 2 年度に指針の改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和 4 年度に変更したものである。

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

子ども・若者の生きる力を尊重し、主体的に生きることを実現できるよう、県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、また、子ども・若者への総合的な支援施策の推進を目的として指針を改定する。

#### イ 計画の位置付け

「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条第 1 項に基づく都道府県子ども・若者計画として策定する。

#### ウ 計画期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

### (2) 改定のポイント

#### ア 指針名称の変更

指針名称を「子ども・若者支援指針」に変更する。

指針の対象は、乳幼児期から青年期まで（0 歳から 30 歳未満）を「青少年」とし、施策によっては、40 歳未満の「ポスト青年期」の者も対象としてきた。改定にあたり、指針の対象を明確にするため、「青少年」に代わり、乳幼児期からポスト青年期までを包含する「子ども・若者」を指針の名称に用いることとする。

また、子ども・若者を育成の対象とすることから、子ども・若者が自らを育むことへの支援に重点を置くとともに、子ども、若者、大人が社会を構成する仲間として、共に生き、支え合うパートナーとなり多様な自立、社会参画を可能にする社会の実現を目指すことを明確にするため、「育成・支援」から、子ども・若者への「支援」に重点を置く名称に変更する。



## イ 社会情勢等の変化への対応、時宜を得た新たな取組等の反映

新型コロナウイルス感染症拡大下における、子ども・若者を取り巻く社会環境の変化や、令和4年4月から成年年齢が18歳へ引き下げられたことへの影響など、社会情勢等の変化への対応を反映するとともに、子ども・若者が家族の介護等を行うヤングケアラーや、近年増加している若者の自殺等への対応など、新たな取組等についても指針に反映する。

## ウ 指針の進行管理

子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱(内閣府)」では、大綱に基づく施策全体の点検・評価にあたり、子供・若者の生育状況等に関する各種指標を「子供・若者インデックス」と名付け、それらを整理し、可視化したデータ集として「子供・若者インデックスボード」を作成している。本指針でも、国の指標を基に、県の子ども・若者の状況を把握し、進行管理を行う。

### (3) 改定骨子案

別紙のとおり

### (4) 今後のスケジュール

令和4年9月	神奈川県青少年問題協議会に改定指針素案を説明 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針素案を報告
10月 ～11月	改定指針素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の実施
令和5年1月	神奈川県青少年問題協議会に改定指針案を説明
2月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針案を報告
3月	指針の改定

## かながわ子ども・若者支援指針（骨子案）

### 1 指針改定の経緯と趣旨

- (1) 指針改定の経緯
- (2) 指針名称の変更

### 2 指針の位置づけ

- (1) 県の子ども・若者施策の基本となる指針
- (2) 県民全体の理解と協力と責任の下で子ども・若者への支援を進めていくための共通の道しるべ
- (3) 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく県計画
- (4) 「かながわグランド・デザイン」を補完し、特定課題に対応する個別の指針

### 3 指針の対象

0歳から概ね40歳までの「子ども・若者」を対象とする。

### 4 子ども・若者を取りまく状況

- (1) 人口、世帯の状況
- (2) 子ども・若者の意識
- (3) 若者の就業状況
- (4) 子ども・若者に関する困難な状況
- (5) 子ども・若者の情報通信環境
- (6) 地域の状況

### 5 目標とする社会と施策の基本目標

- (1) 目標とする社会
- (2) 施策の基本目標

### 6 施策の方向と施策の展開

### 7 子ども・若者支援に向けた取組の推進

## 7 「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の一部改正について

### (1) 経緯

県では、障がい者等が安心して生活し、自由に移動し、社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務、県の基本方針並びに施設等を障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めるための整備基準の遵守等の必要事項を定めた「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」（以下「条例」という。）を平成8年4月に施行した。

条例について「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直し作業を行ったところ、超高齢社会の進展や、関連法である「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正など、社会情勢の変化や関係法令の動向等を踏まえ、関連施策とも連携してより有効に取り組を進めるため、共生社会づくりの方向性を明確に示すなど、改正を検討する必要があるという結果であった。

そこで、次のとおり改正を検討する。

### (2) 改正の方向性

#### ア 施設利用に必要となる支援の明確化

障がい者等が施設を安全かつ快適に利用できるよう、ハードとソフト両面の対応が求められることを明確化する。情報の提供など、必要となる支援の提供について追記する。

#### イ 当事者等の参画

施設整備の計画段階から、障がい者等を含む多様な関係者の参画を得て整備を行っていくことを明記する。

#### ウ 関係法令の改正に伴う規定の整理【県土整備局所管】

- ・ 建築基準法改正に合わせ、既存建築物の一時的な用途変更について適合義務の対象外とする。
- ・ 認定こども園法改正により、「幼保連携型認定こども園」が位置付けられたことにより、所要の改正を行う。

### (3) 今後のスケジュール

令和4年9月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出

(参考：神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の構成及び所管部局)

条例の構成		所管部局
第1章	総則 目的、定義、県の責務、事業者の責務、県民の責務、総合的推進	福祉子どもみらい局
第2章	施策の基本方針等 施策の基本方針、障害者等の意見の反映、検討、情報の提供等、財政上の措置	
第3章	施設等の整備 公共的施設等、指定施設及び公共車両等の整備	
第4章	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律の施行に関する事項 ・対象施設の追加及び規模の引下げ ・移動等を円滑にするための基準の付加 等	県土整備局
第5章	雑則 適用除外、委任	福祉子どもみらい局 県土整備局

## 8 県立障害者支援施設の方向性の検討について

県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）について、当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会（以下「将来展望検討委員会」という。）の報告や中井やまゆり園における利用者支援の課題等を踏まえて、その方向性を検討するため報告する。

### (1) 県立施設に関する現状

#### ア 将来展望検討委員会の報告（令和4年3月）

##### (ア) 県立施設の課題

- ・ 県立施設は、民間で受け入れることが難しい強度行動障がいのある人等を引き受けるという役割を担っていたが、現在は利用者支援やガバナンスの課題が指摘されている。
- ・ 一方、民間の中には、グループホームにおいて強度行動障がいのある人に対して適切な支援を行っている先進事例や、入所施設においてもユニット化、個室化して専門性の高い支援を行っている取組が存在する。
- ・ 中井やまゆり園や愛名やまゆり園のような県立の大規模入所施設は、管理的、閉鎖的な支援環境に陥りやすいという構造的な課題がある。

##### (イ) 県立施設の方向性

入所施設は通過型のサービス提供に重点化し、県立施設は率先して地域生活移行に取り組む。また、規模を縮小の上、民間移譲も視野に入れた検討を行う。

##### (ウ) 県の役割の方向性

福祉に関する先進的な研究や人材育成は、県の役割である。

#### イ 中井やまゆり園における利用者支援の課題

県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会の調査結果（令和4年4月）では、組織の風通しの悪さや職員の支援技術の不足等が指摘されている。

#### ウ 施設の老朽化及び大規模施設

- ・ 三浦しらとり園（昭和58年築）や愛名やまゆり園（昭和61年築）は、老朽化対策等の検討が必要になっている。

- ・ 津久井やまゆり園や芹が谷やまゆり園は、1ユニット11名で定員66名といった小規模ユニットケア施設に再整備したが、それ以外の施設は、定員100名を超す、従来型の大規模施設であるため、当事者目線の支援が困難な状況にある。

## エ 高齢化の進行

厚木精華園については、60歳以上の入所者数が70%を超えており、高齢化が進行している。

### (2) 今後の方向性を検討する上での視点

- ・ 県立施設は、当事者の地域生活移行を進め、通過型施設を目指していくことが必要である。このため、福祉人材やグループホームの確保など、社会資源の充実をはじめ、障がい者への更なる理解の促進や当事者の地域生活を支える相談支援の充実といった施策を検討する。
- ・ こうした通過型施設のほか、県立施設に求められる役割を明確にする。
- ・ 県立施設に求められる役割を果たすために、相応しい組織執行体制を検討する。

(参考：県立障害者支援施設の概要)

施設名 (所在地)	管理方法	主な対象	定員	築年数 (部屋)
さがみ緑風園 (相模原市緑区)	直営	身体障がい者	100人	築20年 (個室中心)
中井やまゆり園 (中井町)	直営	知的障がい者	140人	築22年 (個室・多床室)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理	知的障がい者	66人	新築 (個室)
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理	知的障がい者	66人	新築 (個室)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理	知的障がい者	120人	築36年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理	知的障がい者	112人	築28年 (多床室中心)
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理	知的障がい児 知的障がい者	40人 112人	築39年 (多床室中心)

## 9 芹が谷やまゆり園等の指定管理者候補の選定について

芹が谷やまゆり園、津久井やまゆり園及び三浦しらとり園の指定管理者について、令和5年4月から令和9年度末までを指定期間として、令和4年第2回県議会定例会に指定議案を提出したので報告する。

### (1) 選定結果等

#### ア 選定結果

- ・ 芹が谷やまゆり園、津久井やまゆり園及び三浦しらとり園について、公募により指定管理者を募集し、指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）による審査を行った。
- ・ この審査では、評価委員会が書面評価及び面接評価を行い、津久井やまゆり園及び三浦しらとり園については、それぞれ現指定管理者の1団体から申請があり、当該団体を指定管理者候補としての水準を満たすと評価された。

また、芹が谷やまゆり園については、2者から申請があり、2者とも指定管理者候補の水準を満たすと判断したが、社会福祉法人同愛会及び社会福祉法人白根学園のグループが総合点で上回ったため、最も優秀な提案者と評価された。

- ・ 県としては、評価委員会の評価結果（参考資料2）を確認し、選定基準に沿った適切な評価が行われていることから、次表のとおり、指定管理者候補を選定した（参考資料3）。

施設名	申請団体名	指定管理者候補 (R5年度～)	(参考) 現指定管理者
芹が谷やまゆり園	(福) 同愛会・(福) 白根学園	○	
	(福) かながわ共同会		○
津久井やまゆり園	(福) かながわ共同会	○	○
三浦しらとり園	(福) 清和会	○	○

#### イ スケジュール

本定例会で議決をいただいた後、次のスケジュールで手続きを進める。

令和4年8月 指定管理者の指定の告示

令和5年4月 次期指定管理者による管理開始

## (2) 芹が谷やまゆり園について

### ア 利用者及び御家族への説明状況

利用者及び御家族へ、指定管理者の選定結果を説明した。

#### (ア) 利用者への説明

- a 6月17日、利用者自治会に参加された12名の利用者に説明したところ、自治会代表から主に次のような意見があった。
  - ・ 自分達のことは自分達で決めたい。支援する人も決めたい。
  - ・ 何もわからないまま、勝手に決まっている。
- b 7月1日、改めて利用者自治会に参加された15名の利用者に指定管理者の決め方、今後のスケジュール等を説明したところ、自治会代表から主に次のような意見があった。
  - ・ 今の職員がどこかに行ってしまうかもしれないとモヤモヤしている。どういう職員が来るかわからないから不安。

#### (イ) 御家族への説明等

- a 6月10日、全ての御家族あてに選定結果等を記載した手紙を送付したところ、御家族や後見人から次のような意見が寄せられた。
  - ・ 選定結果は納得できるが、指定管理者が変わるなら、新指定管理者への引継ぎを含め、県の十分な指導管理をお願いしたい。
  - ・ 新しい指定管理者の方がより本人の望みを実現できると県が判断したのであれば、指定管理者を交代するのはよい。ただ、親や関係者の意向だけで、別の施設に移転させないように、本人の気持ちを一番大事にしてほしい。
- b 6月18日、家族会に出席された26世帯41名に説明したところ、9名の御家族から主に次のような意見があった。
  - ・ 自分の息子は環境の変化に弱く、やっと新しい施設で落ち着いた生活が出来ていたところ、職員が代わるのは困る。
  - ・ 新園舎に移って1年ちょっとでの交代というのは短すぎる。
  - ・ とともに事件を乗り越え、良い支援をしてきてくれたかながわ共同会を、2点だけの差で落とすのはどうなのか。
  - ・ 指定管理者の変更で、具体的に何が改善されるかを聞きたい。

### イ 今後の対応

- ・ 県としては、正式に指定管理者が決まった後、新指定管理者から職員体制等を説明する場を設けるなど、利用者やご家族の不安を解消できるよう、丁寧に対応していく。
- ・ 現指定管理者と新指定管理者の協議の場を設置するなど、円滑な移行に向けてしっかり対応していく。



### (3) その他

令和5年度から、新たに指定管理者制度を導入するために、公募により募集を行ったさがみ緑風園については、社会福祉法人県央福祉会及び社会医療法人社団三思会のグループ申請があり、審査を進めていたが、県央福祉会について、選定基準に位置付けた「組織による管理体制」を引き続き確認するなど、評価委員会による継続審査が必要となったため、議案の提出を見送った。

#### <別添参考資料>

参考資料2 神奈川県立障害福祉関係施設（津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園及び三浦しらとり園）指定管理者評価委員会評価報告書

参考資料3 指定管理者候補の選定理由等

## 10 県立中井やまゆり園利用者支援外部調査委員会の今後の調査等について

中井やまゆり園については、令和元年7月に発生した骨折事案を再調査する中で、「事実であれば不適切な支援と思われる情報」を複数把握した。

把握した情報の調査を行うため、令和4年3月3日に「県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会」（以下「外部調査委員会」という。）を設置し、同年4月26日に調査結果（第一次）を公表した。また、外部調査委員会から虐待通報すべきと判断された5事案について、同年4月26日に関係自治体（9市町）に關係資料を送付するなどし、虐待通報を行ったところである。

現在までの調査内容や今後の対応、中井やまゆり園の改善に向けた取組について、報告する。

### (1) 外部調査委員会の調査について

#### ア これまでの開催状況

- |       |     |                                  |
|-------|-----|----------------------------------|
| 〔第1回〕 | 開催日 | 令和4年3月11日(金)                     |
|       | 議 題 | ・ 調査の進め方の確認<br>・ 個別事案の意見交換       |
| 〔第2回〕 | 開催日 | 令和4年3月25日(金)                     |
|       | 議 題 | ・ 個別事案の意見交換                      |
| 〔第3回〕 | 開催日 | 令和4年4月11日(月)                     |
|       | 議 題 | ・ 個別事案の意見交換                      |
| 〔第4回〕 | 開催日 | 令和4年4月26日(火)                     |
|       | 議 題 | ・ 個別事案の意見交換<br>・ 調査結果（第一次）のとりまとめ |
| 〔第5回〕 | 開催日 | 令和4年6月7日(火)                      |
|       | 議 題 | ・ 調査の進め方の確認<br>・ 個別事案の意見交換       |

#### イ 調査対象としている事案（54件）

- (ア) 骨折事案の再調査を行う中で把握した情報  
匿名アンケートや職員ヒアリングを実施し、事実であれば不適切な支援の情報を38件把握した。
- (イ) 外部調査委員会における調査を行う中で把握した情報  
令和4年3月以降、外部調査委員会の調査で、新たに12件の不適切な支援の情報を把握した。
- (ウ) 外部調査委員会から調査を指示された事案  
外部調査委員会から調査を指示された過去3年間の死亡事案4件について、適切な時期に医療の提供ができていたか等、調査を行う。

## ウ 現在までの調査状況

- ・ 虐待通報し市町村と調査していく事案や既に職員の処分や公表が終了した6事案を除いた48事案について、調査を継続する。
- ・ 調査を継続する48事案について、全て書面調査を完了し、関係する職員に対するヒアリングを行っている。

## エ 今後のスケジュール

7月以降 調査結果のまとめ

第6回外部調査委員会を開催

- ・ 職員等ヒアリングの結果について
- ・ 調査の進捗状況について

第7回外部調査委員会を開催

- ・ 調査結果について

第8回外部調査委員会を開催

- ・ 調査結果報告書について

## (2) 県立中井やまゆり園の改善の取組について

県立中井やまゆり園利用者支援改革プロジェクトチームからは、組織の風通しの悪さや職員の支援技術の不足を指摘されていることから、組織執行体制の改善を図るため、次の取組を開始している。

### ア 複数の本庁職員が園にほぼ常駐し、園とともにマネジメントを改善

- ・ 園と本庁が一体となり、運営体制の改善策を検討するため、毎週行われる園の幹部会議（運営会議）に本庁職員が参加
- ・ 園内のコミュニケーションを活性化し、職員の意識改革を図るため、園の若手職員と幹部職員、本庁職員が意見交換を実施
- ・ 園長がリーダーシップを発揮して、職員一人ひとりの改革意識を醸成するため、園長が全職員宛のメッセージを定期的に発信
- ・ 利用者の意思決定支援を推進するため、本庁の意思決定支援チームを新たに投入し、園での取組を開始

### イ 男性寮5寮、女性寮2寮の7寮体制を、男性寮4寮、女性寮2寮の6寮体制に再編（6月1日実施）

- ・ 職員配置を手厚くするとともに、利用者の見守りを丁寧に行い、職員間の連携を強化し、身体拘束廃止、事故防止を推進することを目指す。
- ・ 身体拘束をなくしていくため、空いた寮の居室をクッションフロアにするなど、改修を実施する。

## ウ 民間スペシャリストによる当事者目線の支援の実践指導

- ・ 支援改善アドバイザーを3名配置し、当事者目線の支援の実践に向けた指導を実施
- ・ 地域共生コーディネーターを1名配置し、施設外での日中活動の場を開拓

## エ 見守りカメラの増設等

- ・ 夏を目途に、現在の2寮12台から6寮70台へ増設
- ・ 映像の保存期間を1年間に延長

## オ 施設外の事業所利用や地域生活への移行に向けた取組

支援改善アドバイザーから助言を得ながら、あらためて、利用者一人ひとり丁寧に、再アセスメントやケースカンファレンスによる検討を行い、施設外の事業所の体験利用など地域生活への移行に向け、取り組む。

## カ 御家族にアンケート調査を実施

園の運営に対する率直なご意見等を伺うため、5月7日から27日までの間、104の御家族及び後見人に対し、アンケートを実施した。

### (ア) 回答状況

32件

### (イ) 回答の概要

- ・ 回答の多くが、外部調査委員会の調査結果（第一次）に関して、「調査結果や報道を見て、衝撃を受けた」、「利用者のことを思うと胸が痛い」といった悲嘆の声をいただいた。
- ・ また、「なぜこのようなことが起きていたのか、しっかりと検証してほしい」、「これまで事故と聞かされていたものも職員によるものではないかと疑心暗鬼になってしまう」といった調査結果（第一次）に対する意見や、園の運営や利用者支援（施設の雰囲気や風通し、人員配置、マネジメント、施設の閉鎖性、支援力向上など）についての指摘・要望もいただいた。

### (ウ) 今後の対応

回答は、今後の園の改革に繋がる貴重な御指摘や御要望であり、内容を検証し、園の改善に生かしていく。